

令和8年産国内産農産物の銘柄設定等意見聴取会議事録（栃木県）

- 1 開催日時：令和7年12月11日（木） 13：30～14：00
- 2 開催場所：WEB開催
- 3 出席者：

(行政機関)	栃木県農政部経営技術課 係長	高齋 光延
	栃木県農政部経済流通課 課長補佐	関谷 忠明
	栃木県農政部経済流通課 主査	多喜のぞみ
(学識経験者)	栃木県農業総合研究センター水稻研究室 室長	山口 昌宏
(関係機関)	公益社団法人栃木県米麦改良協会 技術参与	森田 昭男
	栃木県農産物検査協議会 事務局長及び	
	栃木県食糧集荷協同組合 検査課長	三上 昌基
	全国農業協同組合連合会栃木県本部米麦部米麦総合課 検査協会 技術参与	古澤 孝典
	全国農業協同組合連合会栃木県本部米麦部米麦総合課 検査協会 技術参与	磯 英勝
(関東農政局)	関東農政局生産部生産振興課 課長補佐	簗谷 良雄
	関東農政局生産部生産振興課 検査技術指導官	田畑 健一
	関東農政局栃木県拠点 行政専門員	網 清夫
	関東農政局栃木県拠点 行政専門員	内藤 昭弘

4 議事

司会：簗谷

定刻となりましたので只今から、令和8産栃木県産農産物の銘柄設定等意見聴取会を開催いたします。

本日司会を務めます関東農政局生産部生産振興課の簗谷と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめにお断りしておきますが、本意見聴取会における検討の結果について、議事録又は議事要旨を作成し、関東農政局のホームページに公表いたします。そのためにご発言内容を録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、議事録又は議事要旨を公表する前に内容をご確認されたい方がおりましたら、後ほど申し出て下さい。

続いて、お手元に配付しております資料の確認をお願いしたいと思います。

(配付資料一覧に基づき確認)

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

本来でありましたら、ここで座長を選出させていただきますが、本日の意見聴取会は銘柄の廃止のみとなっておりますので、議事進行及び説明については事務局より行わせていただければと思います。いかがでしょうか。

出席者一同

異議なし。

ありがとうございます。

それでは、事務局よりお願いいたします。

事務局：田畑

関東農政局生産振興課の田畑と申します。

本日は、ご多忙のところ、ご参集いただき誠にありがとうございます。

まず、皆様方には、日頃から農林水産行政の円滑な運営、特に農産物の適正な検査及び流通にご尽力を賜り、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、本日の意見聴取会では、廃止申請のありました水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の栃木県産「みつひかり」について、ご意見等をいただきたく廃止の申請が1件ということもあり、初めてではございますが、WEBによる開催とさせていただきましたこと、ご了承願います。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に基づき進めさせていただきます。

2 議 事

【（1）趣旨説明】

事務局：田畑

議事次第2の議事に移りたいと思います。はじめに（1）趣旨説明について、本日の意見聴取会の趣旨についてご説明いたします。

（農産物検査に関する基本要領の抜粋（資料1）に基づき趣旨説明）

令和8年産の銘柄設定等の手続については、関東農政局ホームページに掲載し、令和7年10月1日から10月31日の間に銘柄設定等の要望について受付を行いました。

その結果、栃木県においては、三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「みつひかり」についての廃止申請がありました。

後ほど、申請理由等につきましてご説明させていただきます。

本日の意見聴取の結果は、農林水産省農産局長へ報告いたします。

また、農産局長は、申請により銘柄の設定等を行う必要があると認めた場合は、3月末までに、農産物規格規程の改正手続きを行い、農林水産省告示が行われます。

趣旨説明につきましては以上でございます。

【（２）銘柄設定等の申請について】

事務局：田畑

続きまして、議事次第４の（２）「銘柄設定等の申請」について、栃木県の産地品種銘柄である「みつひかり」の銘柄の廃止、また、これに関連した品種群を構成する品種として「みつひかり 2003」、「みつひかり 2005」の品種群の廃止が含まれております。

申請者である三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社からの出席はございませんので、代わりまして申請内容の説明をさせていただきます。

（様式第 1 - 1 号「銘柄の設定等申請書」に基づき説明）

申請概要については以上でございます。

【（３）銘柄設定等に対する意見聴取について】

事務局：田畑

続きまして、議事次第４の（３）「銘柄設定等に対する意見聴取」に移ります。

関東農政局では、申請内容及び意見聴取会の日程をホームページに掲載し、11月18日～11月27日の間、意見を募集しました。

その結果、事前の意見募集において栃木県産「みつひかり」の廃止についての意見はございませんでしたのでご報告いたします。

それでは、ご参集の皆様から「みつひかり」の銘柄廃止及び品種群の廃止についてご意見を賜りたいと思います。

ご意見等ございますでしょうか。

出席者一同

意見等なし。

ご意見等、無いようですので栃木県産「みつひかり」の銘柄廃止、また、「みつひかり 2003」、「みつひかり 2005」の品種群の廃止について、取りまとめをさせていただきます。

改めまして、資料 1 「農産物検査に関する基本要領」の 4 ページをご覧ください。

「3 銘柄廃止の要件」は、次の要件のいずれかに該当する場合とされ、

- （１）設定要件のいずれかを満たさなくなること
- （２）他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること
- （３）前年産及び前々年産の検査実績が 10 トン未満であること

とされています。

今般、育成者権をもつ三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社が、本年度に「みつひかり」の種子生産は実施しておらず、種子販売は本年3月末をもって終了していること。また、検査実績が無いことは、銘柄廃止の要件（3）の項目に該当します。

なお、品種群の廃止については銘柄の廃止に伴って廃止することになります。

これにより、銘柄廃止の要件及び品種群の廃止の要件を満たしていると判断できます。

以上を踏まえ、本日の意見聴取の結果として「みつひかり」の産地品種銘柄の廃止及び品種群の廃止申請について、廃止に向けて本省農産局へ申請していくことで、よろしいでしょうか。

出席者一同

意見等なし。

それでは、「みつひかり」の銘柄廃止の申請及び品種群の廃止申請を進めてまいります。

本日の議事は以上となります。

議事次第5の「その他」は特にございませぬ。

本日は大変お疲れ様でした。

7 閉会

司会：簗谷

これをもちまして令和8年産栃木県産農産物の銘柄設定等意見聴取会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。